

令和6年2月1日より義務

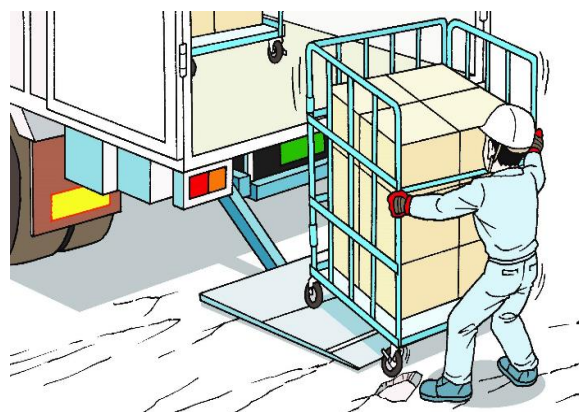
受講者募集

テールゲートリフター特別教育

労働安全衛生規則が改正され、令和6年2月1日から、テールゲートリフター装着車（可搬式の踏み台等の他、貨物自動車に設置されている昇降用ステップ）の操作（上下動の操作、展開・格納、ストップの操作含む）は、特別教育を修了した方でなければ作業ができなくなります。作業経験者の方も受講が必要です。特別教育を受講せずに労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反するため、作業される方はお早めの受講をお勧めいたします。

《カリキュラム》

- ◎ テールゲートリフターに関する知識
(学科 1.5 時間)
 - ◎ テールゲートリフターによる作業
に関する知識 (学科 2.0 時間)
 - ◎ 関係法令 (学科 0.5 時間)
 - ◎ テールゲートリフターの操作の方法
(実技 2.0 時間)
- 計 6 時間



《日 時》 令和6年 2月29日(木) 9:00 ~ 16:00

定員 40名

(定員になり次第締め切り)

《場 所》 両磐地域職業訓練センター

《受講料》 会員 9,900円 (テキスト代、消費税込)

一般 13,200円 (テキスト代、消費税込)

《申込方法》 申込書、写真1枚(30mm×24mm)、受講料を添えて訓練協会までお申し込み下さい。

《申込締切日》 1週間前までにお申し込みください。

《持ち物》 筆記用具、昼食、作業できる服装、保護帽(ヘルメット)、安全靴、作業手袋、印鑑

《その他》 前日・当日のキャンセルの場合は全額受講料を頂く事になりますので御了承下さい。

働く皆さんのための教育訓練施設

職業訓練法人東磐職業訓練協会

〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字上駒場360-4

TEL 0191-52-2879

FAX 0191-52-5528

URL <http://www.ryoban.ac.jp>

E-mail work-up@rvoban.ac.jp

